

地域公共交通計画について

1. 地域公共交通計画とは

- 地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもので、この計画に位置付けられた地域の取り組みが推進されることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な公共交通網の形成を図ることを目的としています。
- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づく計画であり、策定にあたっては、この法律に基づく協議会※を開催し、協議することが必要となります。（※本町においては、「山北町地域公共交通会議」を指します。）
- 基本的に全ての地方公共団体において、計画の策定が「努力義務」とされています。
【地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化について】
- ・国では、地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者等へ支援を行っています。
- ・この制度の経過措置期間終了後（令和6年9月30日まで）に、補助対象系統等を位置付けた地域公共交通計画が無い場合には、補助対象外になります。

2. 地域公共交通計画の法定の記載事項について

地域公共交通計画に記載が必要な事項については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」で次のとおり定められています。

記載事項	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。 また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定します。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理します。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てます。
⑥計画期間	原則5年程度ですが、地域の実情に合わせて設定できます。
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば、記載します。